

議案第 88 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 12 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 1 条 松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年松
阪市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

(松阪市手数料条例の一部改正)

第 2 条 松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改
正する。

別表第 1 中第 18 号を削り、第 19 号を第 18 号とし、第 20 号から第 39 号までを
1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。